

[別紙1]

鳥取県高校と連携した中山間地域の活性化事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出(事業開始の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止するには県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出 (完了等から20日以内又は4月10日のいずれか早い方)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告が提出され、事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

■資料提出・問合せ先

- | | |
|---|-------------------|
| ■ 東部地区 (鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)
東部地域振興事務所 (〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176) | 電話 : 0857-20-3663 |
| ■ 中部地区 (倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)
中部総合事務所地域振興局 (〒682-0802 倉吉市東巖城町2) | 電話 : 0858-23-3298 |
| ■ 西部地区 (米子市、大山町、南部町、伯耆町)
西部総合事務所地域振興局 (〒683-0054 米子市鞆町1丁目 160) | 電話 : 0859-31-9606 |
| ■ 日野地区 (日南町、日野町、江府町)
西部総合事務所日野振興センター (〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1) | 電話 : 0859-72-2080 |

(その他、事業に係る問合せ)

鳥取県庁中山間地域政策課 (〒680-8570 鳥取市東町1丁目220) 電話 : 0857-26-7129